（未公開有価証券）

第三十三条の四の三　法第百七十一条の二第二項に規定する適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　社債券

二　株券

三　新株予約権証券

四　外国の者の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五　前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

2　法第百七十一条の二第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券（同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）とする。

一　次に掲げる有価証券のうち、法第五条第一項の規定による届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定による有価証券報告書であつて法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されているものの提出者が発行者であるもの

イ　社債券（新株予約権付社債券を除く。）

ロ　外国の者の発行する証券又は証書でイに掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ　イ又はロに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二　指定外国金融商品取引所に上場されている有価証券

第四十四条の五第五項中「の所在地」の下に「又は法第百九十二条第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地」を、「当該所在地」の下に「又は当該行われ、若しくは行われようとする地」を加える。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「特定資産の価格を調査する者」を「不動産の鑑定評価を要する権利等」に改め、同条中「第四十条第一項第八号に」を「第四十条第一項第八号ロに」に改め、同条第一号イ(1)中「（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第四十条第一項第八号」を「第四十条第一項第八号ロ」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「又は(2)」を削り、同号ロ(2)中「第四十条第一項第八号ロ」に改め、同条第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第四十条第一項第八号ロ」に改め、同条第二号イ(2)とし、同号ロ(3)中「第四十条第一項第八号ロ」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(2)中「又は(2)」を削り、同号ロ(3)中「第四十条第一項第八号」を「第四十条第一項第八号ロ」に改め、同条第三号イ(2)及びロ(2)中「第四十条第一項第八号」を「第四十条第一項第八号ロ」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物を使用し、又は収益することができる権利（所有権を除く。）

二　信託の受益権であって土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）

2　法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のものとする。

一　当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。次項において同じ。）又は使用人

二　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第四十条第一項第八号イの規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

第二十四条の見出し中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（不動産の鑑定評価を要する権利等）

第十六条の二　法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　土地又は建物の賃借権及び地上権

二　信託の受益権であって土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）

第十八条中「第十一条第一項に規定する政令」を「第十一条第二項に規定する政令」に改め、同条第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「又は(2)」を削り、同号ロ(2)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二号イ(2)に改め、同条第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(2)中「又は(2)」を削り、同号ロ(3)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第二十六条第一項中「法第十一条第一項」を「法第十一条第二項」に改め、同項の表第十一条第一項の項を次のように改める。

第十一条第二項	、その利害関係人等及び受託会社	及びその利害関係人等

第二十八条中「第十一条第一項に」を「第十一条第二項に」に改め、同条第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「又は(2)」を削り、同号ロ(2)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(2)中「又は(2)」を削り、同号ロ(3)中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。